

静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の指定管理者 評価に関する運用基準

第1章 目的等

(目的)

第1 この基準は、静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設指定管理者選考・評価委員会設置要綱（以下「要綱」という。）に定める指定管理者が行う管理の評価に関する事項について、指定管理者制度の目的を達成しているか、また、公の施設として条例に掲げる設置目的の達成に貢献しているか、客観的な評価を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2 評価は、要綱で規定した指定管理者の選考・評価委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 委員会の事務局は、静岡県水産・海洋技術研究所（以下「事務局」という。）に置く。

第2章 評価方法

(評価)

第3 委員会は下表の区分について評価を行う。

区分	実施時期	評価対象
年度評価	対象年度内あるいは遅くとも次年度6月末まで	指定管理期間の各年度の指定管理業務実績等
期間評価	指定管理期間の最終年度の9月まで	指定管理期間の最終年度の前年度までの指定管理期間全体における指定管理業務実績等

(評価の手順)

第4 原則として、以下の手順で評価を行う。

順序	項目	内容	主な実施者
1	事業内容の確認	(1)指定管理者による報告 ・指定管理者評価実施要領等に基づき作成した評価資料に基づき報告 ・必要に応じて現地案内を実施	指定管理者
		(2)質疑応答	委員会
2	評価	(1)評価票の記入	委員会
		(2)採点結果の集計	事務局
		(3)評価結果のとりまとめ ・評価結果の内容について議論	委員会
3	総合討論	(1)評価結果の伝達 ・指定管理者に対し結果を伝達	委員会
		(2)改善提案 ・改善案を提示	

	(3)改善方法の検討 ・指定管理者及び静岡県と議論	
	(4)検証（＊期間評価の際に実施） ・施設の必要性や管理形態の在り方について検証	
	(5)講評	

(採点方法)

第5 委員会は、以下の評価項目及び各評価細目について、評価上限点数を上限とし配点基準に基づき採点する。

評価区分・評価項目及び評価上限点数

評価項目	評価細目	上限点数
1 基本的報告事項	(1)開館状況	5点
	(2)利用者数	5点
	(3)職員配置状況	5点
	(4)展示魚等の飼育管理状況	5点
2 県民の平等な利用の確保及びサービスの向上	(5)利用者の満足度の状況	5点
	(6)多くの人々への学習機会の提供	5点
3 体験学習施設の効用を最大限に発揮	(7)利用者の拡大のための努力	5点
4 安定した管理能力	(8)危機管理体制	5点
	(9)設備・備品管理能力等	5点
5 前年度までの改善提案への対応	(10)改善状況	5点

配点基準

配点	評価区分
5点	大変評価できる
4点	概ね評価できる
3点	評価できる
2点	やや努力を要する
1点	努力を要する
0点	評価できない

2 委員会は、第1項表中の評価細目毎に、その重要度に応じて下表の内容により、1～3の重み（ウエート）付け（以下「ウエート」という。）を設定し、これに

評価上限点数を乗じて評価細目毎の総配点数を算出する。この際、総配点数合計は100点となるように調整する。なお、ウエートの設定については静岡県に意見を求めることができるものとする。

ウエート	評価の重要度
3	特に重要
2	重要
1	普通

- 3 委員会による評価は、第2項による各委員の採点にウエートを乗じた評価点数を合計のうえ、第3項の総配点数でこれを除し、評価細目及び合計した全体評価について、下表の割合により評価区分を決定する。

評価の算出基準

評価区分	評価細目	全体評価	評価の内容
優	総配点 80%以上	総配点合計 80%以上	大変評価できる
良	同 65%以上 80%未満	同 65%以上 80%未満	評価できる
可	同 50%以上 65%未満	同 50%以上 65%未満	努力を要する
要改善	同 50%未満	同 50%未満	改善を要する

- 4 静岡県は第3項の委員会による評価に基づき、評価を決定する。

第3章 次期指定管理者選定時の加点

(加点方法)

第6 静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設指定管理者募集要項「期間評価結果の次期指定管理者選定への反映について」のとおり、次回選定時に当該指定管理者に対する加点を決定するものとする。

加点基準

期間評価の結果	左記の目安	次回選定時における加点割合(上限)
特に優秀	評価時総配点の90%以上	選定時総配点の10%以内
優秀	評価時総配点の80%以上	選定時総配点の5%以内

第4章 その他

第7 事務局は、指定管理者評価結果を取りまとめ、指定管理者宛て通知する。また、評価結果を本庁所管課（静岡県行政組織規則第12条各号に定める課等のうち静岡県水産・海洋技術研究所を所管する課（以下「本庁所管課」という。））へ送付するものとする。本庁所管課は、評価結果について公表するものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和4年2月7日から施行する。
- 2 静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の指定管理者評価に関する運用基準（令和2年3月18日施行）は廃止する。